

〈令和4年7月14日〉

令和4年度 第1回山梨県消費生活審議会 議事録

○日 時 令和4年7月14日(木) 午後2時～4時20分

○場 所 山梨県立図書館 2階多目的ホール

○出席者(敬称略)

[委 員] 浅川委員、足達委員、上田委員、神山委員(会長)、河内委員
小宮山委員、齋藤委員、志村委員、下野委員、高村委員、竹内委員
立石委員、中村委員、新田委員、星委員、三澤委員、渡邊委員
以上17名(50音順)

[事務局] 県民生活部 小林部長

県民生活安全課 北村課長、依田総括課長補佐、穴水課長補佐、
今村主査、小島主事

県民生活センター 古屋所長、高木副主査 以上8名

[オブザーバー] 甲府財務事務所 田邊理財課長

○傍聴者数 3名

○次第

1 開 会

2 新委員紹介

3 県民生活部長あいさつ

4 議 事

(1) 令和4年度 消費者行政の概要

(2) 「第2次山梨県消費者基本計画」の令和3年度事業実績と令和4年度事業計画
数値目標達成状況

(3) 県民生活センターにおける消費生活相談等の概要について

(4) その他

5 閉 会

【議事】

(議長)

どうぞよろしくお願ひいたします。

皆様の任期が2023年4月までとなっておりますが、本日以降特に議題がでなければ、本日で今期の会議は終了予定と伺っております。

活発なご議論と、審議が滞りなく進みますように御協力をお願いします。

それでは議事の1について、事務局から説明をお願いします。

<事務局から資料1により説明>

(議長)

皆様からご質問、ご意見はございますか。

よろしいですか。

それでは次に議事の2、第二次山梨県消費者基本計画の令和3年度事業実績と令和4年度事業計画、数値目標達成状況について、資料2を使いまして説明をお願いします。

<事務局から資料2-1、資料2-2、資料2-3により説明>

(議長)

ありがとうございます。

皆様方からご意見、ご質問などございませんか。

(委員)

資料の2-3の3番、4番、7番のところで、研修ですとか、出前講座が令和元年から下がっているということですが、コロナ禍も3年目ですので、やはりオンラインを有効に活用していった方がいいのかなと思います。

要は参加する側も移動をしなくても済みますし、負担も軽減されるのではないかなと思いますので、オンライン研修をぜひ積極的にしていただければなというのが一つ。

もう一つが、資料2-2の4ページの、3の(1)ーイというところですが、くらしの情報の放送回数が、534回から416回に大分減っていますが、資料1-2の令和4年度の予算の概要というところでは、534回となっています。どちらが正しいのでしょうか。以上です。

(事務局)

オンライン研修については、コロナ禍も3年目になっているので、検討していくというのは弱いというか、実際に4月に開催した市町村担当職員の消費者安全確保推進会議はオンラインとしましたので、こちらに来なくても参加でき、資質の向上を図れるような研修を実施していきたいと考えております。

(事務局)

ご指摘いただきましたところですが、本県の2つのメディアに御協力いただいて50回の放送をしていましたが、実は放送機材が非対応になるということで、事情が様々ありまして、1回あたりの経費が若干上がってしまうという事情があるということです。私どもも定着をしているテレビスポットなので、その辺りはかなり話し合いをさせていただきました。

今年度は回数が減りましたが、メディアの方では視聴率の高い時間帯の放送など、工夫をしてくださるというようなこともありましたので、効果は見ていきたいと思っておりますので、また来年度報告させていただきます。

(議長)

他にいかがでしょうか。

(委員)

お伺いしたいのですが、昨今多重債務とか成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたとか、学校の方も色々と教育をされていると思うのですが、今山梨県のなかで、多重債務に18歳の方が、どのくらいいるのか分かりますか。

(事務局)

4月以降、市町村の数値は把握しておりませんが、当センターに限って言えば1,020件の相談があります。

その中で、18歳19歳に関しては11件ありまして、内容的に多重債務まではありません。

ただ、新しく県外から山梨に来られて、アパートを巡るトラブルは数件あったと思いますが、まだ件数的には少ないと思います。

昨年来周知していますので、これからが勝負ではないかと思っています。

(委員)

私が危惧しているのは、安倍首相の、宗教か何かを語って、だますって言い方は失礼なんでしょうが、若い人がわからないようにお金をどんどん巻き上げるというか、そうすると、18歳の人たちは学校で色々教わりましたが、後になったらこういうことがあります、ということになってしまいます。

その前に、そこがストップできるようにされていた方が、事が起きてからどうしましょうではなくて、その前に良い施策を考えて頂けたらと思っています。

だます方は巧妙になっているので、施策を考えて頂けたら良いのかなと思います。

(事務局)

啓発だと思っています。ご指摘のとおりだと思っています。

今年度になりまして、大学の1年生全員に注意啓発のパンフレットを配付するように、各大学、専門学校にお願いをしました。

ただ、昨年度の日弁連のセミナーを聞いたところ、若い年代の人たちの社会生活に係る情報への興味が二の次三の次になってしまうというお話がありました。

どうやってその情報が頭にインプットされるのか、というのが課題だと思っています。

たまたま広島県で、Tik Tok（ティックトック）という若い人たちがよく見るアプリがありますが、3つのテーマの動画を流したところ、県内の大学生が心配になったという相談が1件ありました。

こうしたものは全国的な問題なので、私どもの手が回らない部分は、他県ですとか、消費者庁の啓発もある中で注意喚起できたらな、と思っています。

Tik Tok（ティックトック）もなかなか難しいので、今勉強中です。

（委員）

先ほどのテレビスポットですが、そういうところに情報を流すのも良いと思いますが、今はインターネットの時代なので、早く情報を流していただくと、ひっかかりにくいと言うか、ちょっと待てよ、という一歩待つスタイルが出来るのではないかと思います。

被害に遭う前にストップできるように施策を考えて頂きたいと思います。

（事務局）

ご意見ありがとうございます。

（議長）

その他ございますか。

（委員）

先ほどの質問と重なるのですが、資料2-3の3から7にかけて、消費生活相談員の研修を強化していただくことで、相談員のレベルアップにつながり、小中学校から高校生に向けての消費者教育の出前講座がスムーズに進むのではないかと思います。

実績もアップするのではないかと思いますので、やはり消費生活相談員のレベルアップにつなげるための教育をお願いしたいと思います。

（議長）

他にございますか。

（委員）

実際に相談員をしております。

相談員の質の向上も大事ですが、話を聞いていて、4人に1人が在宅の一人暮らしの高齢者になるようです。

これからは、高齢者の見守り強化ということもお聞きしたのですが、私が行っている

山梨市では、成人の集いを18歳でやるのではなく20歳でやるそうです。

その時にその人たちに、暮らしの豆知識という冊子をお渡ししてるらしいんです。

ただ、私が感じるのは、これを配布していればこれで知識がつくかといえばそういうことではありません。

お金がかからないでできる方法としては、3分間で良いので、市役所の職員、課長さんとか担当者が成人の集いの時、職員から一言添えて、成人の意味を伝えるとともに、「188（いやや）」の周知もできますし、ご近所とか、家族とか、高齢者、皆さんと一緒に見守りしてくださいというようなことを一言添えて、成人の集いのときにやっていただければ、少しは自立という意味でも役立つのではないかと思います。

経費をかけずに一言、三分間時間をいただいて、市役所の職員でもいいし、相談員でも良いと思いますが、そういう工夫をしていただきたいなと思います。

あと、かいじ号に「回覧」と書いてあるのが気に入らない。回覧しても実際に在宅の一人暮らしの人は右から左です。

私の住んでいるところでも、月に1回常会というのがあり、市の配布物などが配られるのですが、是非、年に1回でもいいので、かいじ号の全家庭配付をお願いしたい。

くらしの豆知識は高いので、年に1回でもいいので。特に今回は地区の協力員の名前が載っています。

そういうのを是非ともその常会の中で、全家庭配付していただければ、そこに「188（いやや）」のこともあるし、そうすれば在宅でも高齢者でも、家にあつてちらっと見てもらえるかもしれない。少しはその周知率が上がる。

そういう意味でも、少し工夫をしていただいて、若者もそうですし、在宅で誰にも相談できる人がいない人でも、目で見える形で置いていただきたいと私は思いますので、予算をかけて、お願いしたいと思います。

（議長）

他にございますか。

（委員）

昨年度にもありました、重点施策にあります、若者に対する消費者教育の充実の中で、高校生ということがありまして、県立高校がうたわれておりましたので、私学に対してはどうですかということを行いましたら、そういう方向で動いているということになっておりましたけれど、昨年言ったことがどこまで実践できたかということです。

こちらの資料2-2を見ますと、県立高校27校中22校ということが書いてありますけれど、この中にはまだ私学は入らない状況であった、というように理解してよろしいのでしょうか、ということが1つです。

あと、資料2-3のところ、9番に昨年度から食品ロスの削減応援団の登録ということで、私たちの団体にもそのようなお願いが県から来まして、団体のメンバーにも該当する方がいるかと思い何人かにお声がけをしましたけれど、まだ登録までに至る状況ではありません。

171件という数字が大きいかわかりませんが、初めての取組にしては数字的には大きいのではないかと思いますけれど、その中の内訳はどういう団体が登録されているのかお聞きしたいです。

(議長)

2点について、「社会への扉」の私立高校の活用状況、それから食品ロスの171件の内訳ですね。

(事務局)

私立学校について、昨年度審議会でそのような意見を頂いたことを承知しております。

私学・科学振興課が私立学校を所管しておりますので、周知・お願いはしているところです。

ここの中では何校が実施したか報告がありませんでした。

(事務局)

食品ロス削減応援団の内訳ですが、細かい数字は今把握しておりません。

計画のなかでは応援団という名前ですが、イメージ的なもので「応援する」というと、取組する人を支援するよう思われますが、県と一緒に食ロスに取り組んでいる方たち、ということで「食品ロス削減推進パートナー」に名称を変更して取り組んでいるところです。

内訳については、例えばオギノですとか、セブンイレブンとかコンビニの小売業、あと飲食業も登録しています。

食品の製造業の方々や生協なども登録させて頂いておりますし、直接食品とは関係ないのですが、一般のソフトウェアを開発する方たちも登録しています。

事業で食品を扱ってはいないのですが、フードドライブというところで、食品を無駄にしない、社員が自宅で余っている食料品を集めてフードバンクなどに寄付して、困っている方々に届ける活動をしている、というフードドライブに取り組んでいる企業、そのようなところも登録しています。

内訳の数がすぐにご用意できなくて申し訳ないのですが、食品ロス削減推進パートナーということで、県のホームページに、登録している事業者の名前や活動の状況を公開していますので、時間があればご覧ください。

(議長)

公表されているということで、是非見たいと思います。

そのほかご意見ご質問いかがでしょうか。

(委員)

第2次山梨県消費者基本計画を作るときに、その時も言ったのですが、計画の数値目標のところ、高校生と、特別支援学校の「社会への扉」の活用率について令和7年度

に100%ということで、それでは遅いのではないかと意見を言わせていただきました。

今年の4月に18歳に成年年齢が下がりました。

若者の消費者被害が増える、心配だと皆さん思っているわけですから、令和7年度に100%では遅いですよということで、1日でも早く100%ということでお願いをしました。

今日の資料、2-2の7ページで、今年度の取組予定に社会への扉等を活用した授業を全ての学校で実施するというのをうたっているので、今年度もう100%になるという理解でよろしいでしょうか。

それから、消費者教育はとても大切なのですが、一回だけ勉強すれば趣旨が伝わるかと言えば、そういうわけでもないので、繰り返し学ぶことによって身につくものだと思います。回数はわかるのでしょうか。

(事務局)

教育委員会が回数、授業内容の調査を行っているようですが、改めて確認します。

(事務局)

全高校に調査をかけているようです。

文科省がとりまとめているようで、昨年の調査結果はみたことがあります。昨年度のものはそろそろ発表になると思います。

(委員)

各県の実施状況がわかるのですね。

(事務局)

文科省の方でとりまとめているようです。

(委員)

それは県のホームページで見ることはできるのですか。

(事務局)

県では載せていません、文科省が載せるかどうかだと思います。

(議長)

「社会への扉」で検索しますと、各県の取組状況が比較できる状況です。

何県は何%ということで載っています。山梨県が低いのであればみんなで頑張っていくということで。

(委員)

わかりました。

(委員)

昨年私も、令和7年では遅いから前倒しでやっていただきたいという発言をしました。今の回答だと文科省で取りまとめるので、数値はまだわからないと。

全国は後でもいいんですけど、山梨県の中の数値は、県の中ですから、今このくらいという情報は出ると思うんですね。今日ここで大体の数値を出して頂ければありがたかったかなと思います。

(事務局)

数値目標達成については、早めにやらなければならないと思っています。

ご存じかと思いますが、学習指導要領に位置づけられて、学校の各先生方は意識してやっていると思います。

それにプラスして県民生活センターの出前講座が更に協力したいということで校長会や支援学校にお邪魔して、出前講座を活用してくださいとお願いしています。

昨日たまたま山梨日日新聞に山梨高校の消費の関心の記事がありました。これは当センターも行かせていただいたのですが、きっかけはPTAの会長さんから、これはPTAとしてもやらなければならないと先生に相談があったそうです。

高校の先生はセンターの出前講座があったな、ということで、先生・PTA・センター3者で相談し、あのような素晴らしい形になりました。

担当はこれからも高校にアプローチしていきたいと言っていました。

中身としては、新聞にはクラブとありましたが、生徒会です。

生徒会の役員さん、PTAの役員さん、PTAの役員さんは男性も出席されていて、親子関係ではできないやりとりができたということで、記事になったとおりの成果があったと聞いています。

私たちが手法を学びながら、アプローチをしていきたいと思っています。

毎年18歳はでてくるわけで、センターでは昨年度、全高校1年生に啓発パンフレットを配りました。中学1年生向けのパンフレットもありましたので、こちらも配りました。

毎年成人になる人がいるわけで、長期的に考えなければいけないな、というところで模索をしております。

是非皆様のご意見、アイデアを頂きたいと思っています。

(議長)

教育について、補足させていただきます。

今、山梨大学で教員養成に携わっていますが、新しい学習指導要領の一般向けの説明のなかで、文科省は消費者教育に重点をおくということを掲げています。

小学校では5、6年生から家庭科の授業がありますが、契約の学習を小学校から行います。

事業者と消費者の2者間契約は小学校で、中学校では3者間契約、クレジットカードの契約について。特に被害が大きくなっている通信販売、インターネット取引について

重点的に学習することになっています。

高校では社会科、家庭科などで体系的に学習をしているところです。

(委員)

私たちの年齢だと、テレビでくらしの情報などは目にしている、消費者トラブルについて知ることが多いのですが、今の学生はテレビをほとんど見ません。

みんなインターネット経由です。先ほど紹介がありましたが、YouTube の 6 秒広告、こういうのが非常に有効なのかなと思います。

本校でも成年年齢が引き下げになるのに伴い、家庭科の授業で消費者生活協議会の出前講座を 3 学期に予定をしているのですが、学校現場も忙しいなかで講師の申請や打ち合わせなどに手間がかかるので、なかなか外部講師を活用するまではいかないのですが、今回はたまたま教育委員会からどうですかと話があって、ではやらせて頂きますということで、スムーズに進みまして、ありがたいと思っています。

また、中学生になると、調査をすると予想以上にオンラインゲームの課金をしています。コンビニでプリペイドカードを買ってきて、多額を費やしている、そんな実態もあってこれはしっかりとした教育のなかで指導していく必要があると感じています。

(議長)

学校では一生懸命やり始めています。しかし高齢の方が利用するメディアと子供たちに働きかけるべきメディアは少し違うので、冊子を配るとかテレビで流すとか、若い人にどうしたら届くのか、その方法を検証しながら進めていくことが大事だと思います。

(委員)

小学校でも取り組んでいるということで安心しましたが、やはり小学校のうちから、金融広報委員会に協力していただきまして、今小学生もスマホを使うようになっておりますし、家庭で話をすると子供たちも聞く耳を持たないので、学校で教育して頂いた方が子供たちの中に入っていくと思います。

(議長)

私から 3 点よろしいでしょうか。

数値目標「消費生活センター設置市町村の県内人口カバー率」で、令和 3 年度の実績が 70%ですが、この 70%というのがどの程度かと言うのがわかりにくいと思います。

消費者庁で地方消費者行政現況調査を毎年行っておりまして、「地方消費者行政強化作戦 2020」の中で、各都道府県の現況調査の内容を公表しています。

令和 7 年度の目標値 90%は国の目標です。昨年度の調査では 90%以上を達成したのは 47 都道府県中 26 都道府県です。山梨の令和 3 年度 70%というのは、全都道府県中下から 5 番目という低い数字です。

第 2 次山梨県消費者基本計画の 1 番目の重点施策として「相談体制の充実と連携強化」があげられていますので、まず 1 番に 90%にあげなければならないということになり

ます。

また、消費者安全法では、週4日以上を消費生活センターと基準が決められていますが、計画を策定したときに県独自の指標として週3日でも、また広域でも消費生活センターとする、ということで今70%となっています。頑張らないと達成できないと思います。

特に山梨県の場合、昭和町が空白地域となっていて、何とか消費生活センターの設置をめざすということが、計画を策定した2020年度の審議会でも審議事項として上がっています。

資料2-2の基本方針3(1)ウのところ、消費生活センター設置等に係る市町村支援は随時実施とか書かれているのですが、今の状況、特に昭和町はどのように解消しようと思っているのか伺いたいと思います。

(事務局)

昭和町には大型商業施設があり、若い人が集まる場所が多いので、センターの設置を検討してもらいたい、と県でも折を見て市町村の担当者に働きかけてきたところではありますが、なかなか設置には至っておりません。

今年度は目標達成に向けて市町村に積極的に働きかけをしなければならないと、今日改めて認識をしました。

(議長)

中央市とか、甲府市とか、補助金があるうちに設置をしないと、いつ補助金がなくなるかわからないのでお願いします。

(事務局)

広域での取組も考えてもらいたいと思います。

(議長)

それが山梨県の一番の目標と感じますので、引き続きお願いします。

次に、数値目標5番目、「高齢者等の見守りネットワーク設置市町村の県内人口カバー率」について、5万人未満の小さな市町村において取組が遅れているように書いてありますが、目標は100%で難しいと思うのですが、この進捗状況はいかがでしょうか。

高齢者のネットワークは大切なものなので。

(事務局)

福祉部門で同じようなネットワークがあるから、という理由で、なかなか消費者保護という観点での設置には至っていません。市町村も業務が多忙なのか、進んでいないのが現状ですが、既にある協議会を活用してもらいながら見守りネットワークとしても兼ねてもらうことで対応もできるのかと思っています。

これについても県で定期的に働きかけをしなければならないと改めて認識しました。

(議長)

地域包括とか、福祉のネットワークはもう出来ていると思うので、いかに消費者行政を組み込むかというところで、是非ネットワークの中に消費者行政が入ればいろいろな情報発信ができると思うので、是非100%を目指してください。

3点目ですが、資料2-2の5ページ目、3-(4)ウなのですが、やまなし消費者支援ネット、山梨県で適格消費者団体を目指すと言うことで消費者庁に申請をしているのですがまだ認められないようです。

是非、県に一つ適格消費者団体があることが非常に重要なので是非連携して頂きたいと思います。委員からも一言頂ければ。

(委員)

今年度認定をとるということで、総会でも確認したところです。

一度取り下げをしてしまいました、二度と取り下げはしないように、今年度は是非とも認定をとっていきたいと思います。

(議長)

消費者支援ネットワークには色々な団体が入っていますが、協力をお願いなどあれば。

(委員)

一人でも多くの方に会員になって頂きたいと思います。お知らせを持ってきて皆さんに加入のお願いをすれば良かったのですが、是非ホームページで「やまなし消費者支援ネット」と検索していただき、加入のご検討を頂ければと思います。

(議長)

適格消費者団体になると、差し止め請求ができます。一人一人の力は弱いのですが、団体が消費者に変わってできるということで、やはり県に一つはあると良いので、是非目指して頂きたいと思います。

私からは以上です。

(事務局)

本日は貴重な意見をありがとうございました。

私どもの調べが足りず、即答できなかったことは申し訳ありません。

頂いた意見のなかで、教育委員会への働きかけとか、市町村への働きかけなどは、我々行政だけで出来るものではありません。

学校現場への働きかけや、市町村・見守りネットワークや消費生活センターの人口カバー率の向上は県だけでできるものではありません。

知事からも県民目線で、ということを言われておりますので、改めて重要性を認識させていただきます。

まだ今年は始まったばかりですので、これから、頂いた意見をもとに数値を上げて参りたいと思います。貴重なご意見をありがとうございました。

(議長)

その他ございますか。

では次の議事、「県民生活センターにおける消費生活相談等の概要について」事務局から説明をお願いします。

<事務局から資料3により説明>

(議長)

ご意見等ございますか。

(委員)

オンライン講座は高齢者は苦手ですので、やりやすいよう工夫や普及をお願いできればと思っています。

(事務局)

情報通信白書によれば、高齢者のスマホ普及率が伸びているとのこと。将来的に普通にスマホが使えるようになれば、オンライン講座を受けられますので、私たちもスキルをあげてオンライン講座がいつでも見られるような環境を整えていきたいと思えます。

それから、各種 SNS を使用しているのですが、フォロワーが少なくと投稿しても効果が上がりません。配付した資料の QR コードを読み取っていただき、フォローして頂き、知人等にも進めてください。

(議長)

私のところにも「SNS のフォロワーが少なく、どうしたら良いか」という調査が国民生活センターからありました。若者がフォローしておらず関係者が身内でフォローし合っているということもあります。難しい問題だと思います。

(委員)

出前講座に関して、高齢者はネットが苦手な部分があります。当組合員も高齢化しているなかで、携帯会社と提携してスマホ教室を開催しています。

このスマホ講座と出前講座をやって、広げていったらどうかと。

また、講座を受けた人からの「こういうことが出来ますよ」、「この場合はこういう契約に気をつけてください」、などの口コミ、高齢者のネットワークがかなりの効果があると聞いたことがあります。

そういった工夫もして頂ければと思います。

(事務局)

私達も携帯会社にアプローチしております、大手は難しかったのですが、県内の事業所に聞いたら窓口パンフレットをおいて頂けるとのことでした。

啓発パンフレットを全ての窓口において頂いたところ、あっという間に無くなってしまったようです。

高齢者が窓口で「そういったものがほしかった」というニーズがあったことが判明しましたので、連携が出来ればと思っています。

(委員)

先ほどからのお話を聞きながらなのですが、素晴らしい施策があったり、相談窓口がありますが、やはりそれを見える化したり、声に出したりしないと片手落ちになってしまいます。

変化に富んでいる世の中なので、良いものはたくさんの人に、色々な年代にあわせて告知ができれば良いと思いました。

先日市の相談窓口で弟の付き添いで行きました。市の職員が「こちらどうぞ」と手を上げてくれるのですが、弟は目が見えないので手を上げてくれてもこちらはわかりません。その年代やその人の状態にあわせた窓口対応があつて良いと感じました。

(議長)

私の大学でも、先日県民生活センターの出前講座を活用し、相談員と消費者教育コーディネーターに授業をしていただきました。来年度も講座をお願いしたいと要望したところです。

そして、資料3の4ページ目、あっせんの件数256件なのですが、他県と比較して少なめなのかなと感じます。

あっせんで不調になったものは、山梨県消費生活紛争処理委員会に行くことになっていますが、これまでそういった事例はあるのでしょうか。

(事務局)

今まではないです。

(議長)

ですよね。是非あっせんに積極的にして紛争処理委員会を動かしていただきたい。

東京都では活発に動いている印象です。

山梨県でも必ず需要があると思いますので、是非行政が積極的に介入して頂きたいという要望です。

(議長)

他にはよろしいでしょうか。

それでは4、その他をよろしくお願いします。

(事務局)

その他の前に委員から何かありますでしょうか。

(委員)

私、緑化推進機構の理事をやっております、現在街頭募金が出来ない状況ですが、本日募金箱を入り口においておきますので、御協力頂ける方はどうぞよろしくお願い致します。

また、福島県からエシカルノートを送っていただいたので、参考に配付しました。たまたま今朝出かける前にテレビを見ていましたら、シャンプーバーという石けんの話題がありました。水を90%削減してシャンプーができるそうですので、皆さんも体験なさってください。

(事務局)

当センターでも、サステナブルチャレンジということで、9月にセミナーを開催します。事業者向けではありますが、事業者がどのように取り組んでいるか参考になると思います。オンライン、もしくは対面でも申込を開始する予定ですので、お時間がありましたら是非お申し込みください。

(事務局)

<事務局からその他の説明>

県民生活安全課においても県民生活センターと連携しながら、毅然とした消費者行政を推進して参りたいと考えております。

紛争処理委員会についてもセンターと連携をとって、対応したいと考えています。

(議長)

先ほど触れた地方消費者行政現況調査において、山梨県は法執行の実施状況、消費生活条例の適用というのがゼロだったのですが、それが今回初めて適用ということですので、これから不当な業者があれば法執行に努力していただければと思います。

また、私は甲府市消費者安全確保地域協議会(甲府市見守りネットワーク)にも携わっているのですが、このネットワークを通して県内の悪質な業者の情報を聞くことができます。

ですので、他の市町村の消費生活センターとも連携しながら、行政処分を積極的にしていただければ良いのかなと思います。

どちらかというと市町村の消費生活センターは「県の行政処分がでたら良いのに」と思っていると聞いたこともありますので、是非処分を出していただければと思います。

(議長)

他にはいかがでしょうか。

それでは、以上で議事を終了いたします。御協力いただきありがとうございました。